



迎春

ミヤウチ
川

2020

No.87

冬の最上川（松山温泉観音湯付近より）

〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2	財産目録	5
令和元年第2回臨時総代会	3	長期借入金償還状況	6
平成30年度決算報告（収入・支出）	4	水土里ネット掲示板 (改良区からのお知らせ)	7～10

理事長挨拶



理事長
田澤伸一

新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様、関係機関の方々におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の用水状況は、四月二十一日から最上川より点検用水を取水、四月二十六日からは水利権で認められている範囲で取水致しました。五月八日には、最上川の河川水位の低下に伴い、さみだれ大堰を起立して頂きました。その後、さみだれ大堰の一号ゴム堰に不具合が発生、補修のため一時的にさみだれ大堰が倒伏するトラブルもありまし

たが、大きな問題もなく、田植えの最盛期を終えるまで安定した用水供給を行う事が出来ました。

また、令和元年度も中干期に揚水機場の時間運転を実施させて頂きました。これは、平成二十七年度より組合員の負担軽減とCO₂削減を目的として行なつてきました。組合員の皆様のご理解とご協力に対し、心より感謝申し上げますと共に、今後も適切な用水調整と経費削減に努めて参ります。

次に、令和元年度における本区の事業取り組みについて申し上げます。

まず、国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」についてです。この事業は、排水系統の再編を行うと共に、老朽化が進み十分な機能を果たさなくなつた農業水利施設の更新を行うことにより、排水機能の強化による湛水被害の軽減と維持管理の労力の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資することを

目的としております。今年度から毒蛇排水機場と中央排水機場の本体工事を実施しております。また、昨年が昭和十九年七月二十一日、沢新田地区で最上川の堤防が決壊し、人命こそ損なわれませんでしたが、家屋や水田に甚大な被害が発生致しました。近年、このような想像をはるかに超える規模の災害発生が多くなりつあります。本区としては、施設の被害発生を最小限に食い止めるため、今後とも施設の点検や維持管理に細心の注意を払って参る所存であります。

田麦地区は、昨年度で実

施設計が完了し、今年度から工事を実施しております。

「県営かんがい排水事業」については、受益面積が五〇〇ha未満のため平成二十三年度終了の国営水利事業に該当しなかつた用水路について、県営事業として改修を行うものです。平成二十五年度より実施しており、工事予定路線は一七路線、延長は約三六kmとなります。

「上堰・八カ村堰地区」「上堰下流地区」「吉田新堀西野地区」「十一カ村堰地区」「長沼堰地区」「町堰地区」「甘六木堰地区」は既に着工しております。残りの路線についても、令和二年度以降、順次着工する予定です。

「県営農地整備事業」（県営ほ場整備事業）であります。ですが、今年度、「常万地区」では、二二・三haの面工事を行つております。また、「西興野地区」は今年度からの事業実施となりますが、初年度は基本設計を行つてお

ります。「狩川東部地区」は令和三年度からの事業実施を予定しており、共に用排水は自然圧パイプライン、地下水は地下排水を計画しております。

「簡易基盤整備促進事業」は、昨年度で実施内容は、畦畔除去による大区画化、排水路の管路化、地下かんがい（暗渠排水）の三種類であり、労働経費の削減、維持管理労力の低減を目指しております。

結びに、国内外の情勢が変動する中、農業従事者の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えながら担っております。そんな状況下で、組合員各位の負託に応えるために、総代・役職員一丸となつて本区の進むべき道を議論し、総代会で決議されたことを着実に実行していく所存でございます。

本年も特段のご理解とご協力を賜ると共に、皆様のご繁栄を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせ頂きます。

令和元年第2回臨時総代会

去る令和元年8月26日(月)、令和元年第2回臨時総代会が本区大會議室において開催されました。総代現数54名のうち48名が出席、議長に立川地区選出の工藤良典総代が指名されました。田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認・可決されました。

議 案

【平成30年度】

承認事項

総認第6号 平成30年度最上川土地改良区費収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

報告事項

報告第2号 監査報告について

【令和元年度】

議決事項

総議第33号 最上川土地改良区管理施設他目的使用規程の一部改正について

総議第34号 令和元年度最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について



議長の工藤良典総代

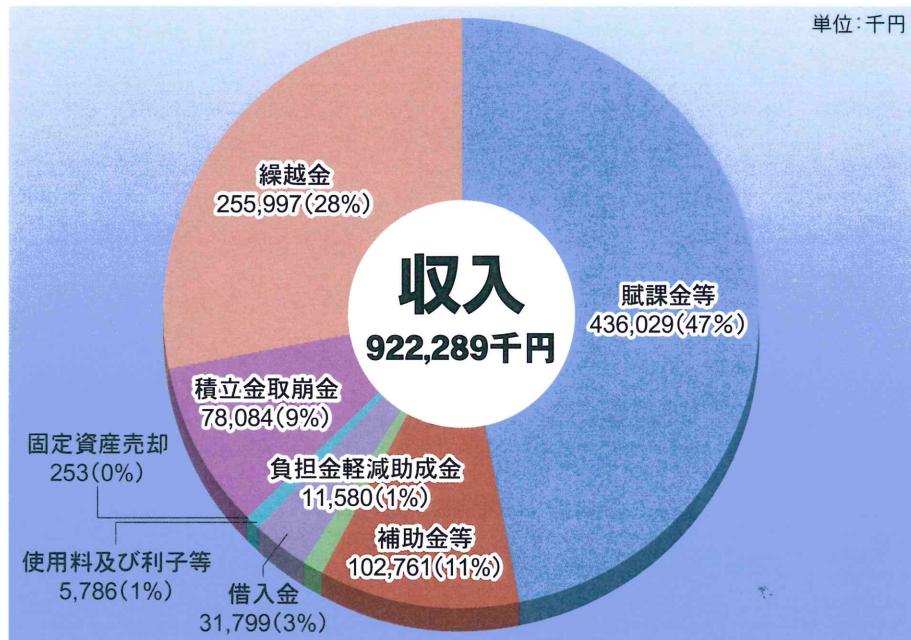


採決の様子

総務・工務部会及び
委員会の現体制

副委員長／総代	原 奥	委員長／総代	工務委員会	総務委員会	理事	理事	理事	副部会長／理事	工務部会	理事	理事	理事	副部会長／理事	会計担当理事	副部会長／理事	部会長／理事	理事長
田 山	和 島	島 原	副委員長／総代	副委員長／総代	三 浦	浦 齋	藤 寛	藤 和	田 成	田 日下	田 門	田 脇	高 橋	高 崇	田 廣	藤 英	田 泽
徹 豊	昇 祐	豊 徹	副部会長／総代	副部会長／総代	佐 三	佐 齋	藤 敦	藤 雅	成 雅	下 部	門 脇	脇 雅	橋 喜	橋 喜	廣 紀	藤 秀	田 伸
			耕						田 浩		田 浩				俊 基	基 一	

平成30年度決算報告(収入・支出)



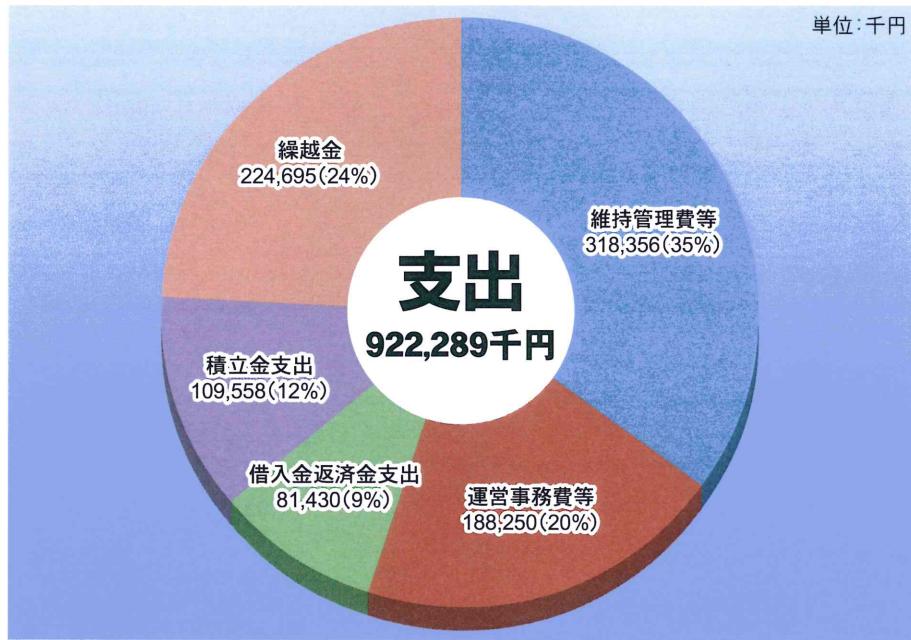
収入 (財源)		(単位:千円)
賦課金等	等	436,029
賦課金	金	430,207
決済金	金	836
雑収入		4,986
※1 補助金等	等	102,761
支援費収入(2市1町)		12,680
補助金	金	58,789
交付金	金	6,930
受託料	料	24,362
※2 負担金軽減助成金	11,580	
※3 借入金	31,799	
※4 使用料及び利子等	5,786	
他目的使用料		3,240
基本財産収入(配当金、利子)		302
特定資産収入(利子)		2,244
固定資産売却		253
積立金取崩金		78,084
繰越金		255,997
合計	922,289	

※1 補助金等について・・・国県市町からの支援費や補助金、受託料、適正化事業の交付金。

※2 負担金軽減助成金について・・・県は最上川地区の償還金に対する助成金。

※3 借入金について・・・常万1期地区経営体育成基盤整備事業負担金及び高田麦地区簡易整備事業負担金に充てるため、日本政策金融公庫から借入れた借入金。

※4 積立金取崩金について・・・積立金を取崩し、退職金と総代選挙の執行経費に充当。



支出 (費用)		(単位:千円)
維持管理費等	等	318,356
工事費	費	541
維持管理費	費	149,568
適正化事業費	費	9,481
受託業務費	費	24,602
調査業務費	費	38,617
十六合維持管理事業費	費	8,815
家根合維持管理事業費	費	4,185
農業経営高度化支援事業費	費	113
地元交付金	金	1,800
国営・県営事業負担金	金	80,634
運営事務費等	188,250	
運営事務費	費	148,151
事務所費	費	4,842
過年度支出	費	3
支払負担金	金	3,416
固定資産取得費	費	2,171
積立金取崩支出	費	29,667
※5 借入金返済金	81,430	
※6 積立金	109,558	
※7 予備費	0	
合計	922,289	

※5 借入金返済金について・・・返済の資金は、賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充当。

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県は最上川(各工区)、県は家根合(家根合地区)、県は常万(常万地区)、県は高田麦(高田麦地区)
JA庄内たがわ、JAあまるめ、JA庄内みどり	県は最上川(各工区)

※6 積立金について・・・中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無ないようにしています。

※7 繰越金について・・・将来、県は最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています。

財産目録

(平成31年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部	
科 目	金 額
1 流動資産	331,682,331
現金及び預金	257,429,287
未収賦課金等	1,679,450
※1 短期未収金	69,191,110
前払金	3,382,484
2 固定資産	1,825,758,761
(1) 有形固定資産	490,264,363
(2) 無形固定資産	76,847,266
(3) その他固定資産	1,258,647,132
① 基本財産	171,005,572
② 特定資産	1,065,541,195
各種積立金	1,064,545,195
適正化事業拠出金	996,000
③ その他資産	22,100,365
長期未収賦課金	4,202,276
建物共済積立金	16,299,379
備品	1,598,710
3 繰延資産	16,005,938
資産合計	2,173,447,030

負債の部	
科 目	金 額
1 流動負債	156,691,622
※2 未払金	100,192,589
預り金	1,732,435
※3 借入金	54,766,598
2 固定負債	523,216,267
※4 公庫資金等 長期借入金	193,180,318
適正化事業 拠出金未払金	600,000
各種引当金	329,435,949
負債合計	679,907,889

正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	1,493,539,141
正味財産合計	1,493,539,141

負債及び正味財産合計	2,173,447,030
------------	---------------

※1 短期未収金（69,191,110円）について・・・

これは平成30年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料などです。

※2 未払金（100,192,589円）について・・・

これは平成30年度分の工事代金等で、令和元年6月末までに全額支払っています。

※3 借入金（54,766,598円）について・・・

令和元年度内に返済する金額です。

※4 公庫資金等長期借入金（193,180,318円）について・・・

令和2年度以降に返済する金額です。

長期借入金償還状況

令和2年1月1日 現在

(単位：円／10a)

区分 賦課別 事業別	関係 市町	令和元年度 賦課金	① 令和元年度 公庫・農協 への償還金 元利金	② 令和元年度 緊急支援事業 助成金 (償還金に充当)	③ = ① - ② 賦課金で 借入金の 償還に充てる 金	④ 令和元年度 定期償還 (12月10日) 後の残元金	賦課最終年度 (予定)
一般	県営排特事業		-	110	0	110	95 (R6)
	計		5,500	110	0	110	95
県	6事業区 大和南部工区	庄内	0	1,510	H21～R1 5	1,505	0 H27
営	7-1事業区 八栄里工区	庄内	0	2,715	H21～R1 5	2,710	0 H28
最	7-3事業区 余目新田工区	庄内	0	10,889	H21～H30 0	10,889	0 H29
上	8-4事業区 堀野工区	庄内	10,000	5,115	H21～R1 10	5,105	20,374 (R2)
川	8-5事業区 横島工区	庄内	6,160	5,013	H21～H30 0	5,013	15,158 R1
地	11事業区 余目南部工区	庄内 酒田	4,910	5,395	H21～R1 9	5,386	11,107 R1
区	12事業区 八栄里北部工区	庄内	0	3,981	H21～H30 0	3,981	0 H29
ほ	県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	3,890	0	3,890	33,430 (R9)
場	県営常万地区ほ場整備	庄内	4,300	44	0	44	77,940 (R27)
整	県営西興野地区ほ場整備	庄内	4,000	0	0	0	6,376 (R30)
備	県営高田麦地区簡易整備	庄内	1,000	8	0	8	47,080 (R17)

※ 全工区・全地区共通事項

- ① 滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)
 ② 償還状況については線上償還等により毎年数値が変動いたします。

※ 県営最上川地区ほ場整備事業

- ① 下記の「経営安定対策基盤整備緊急支援事業」(以下「緊急支援事業」という。)により償還金の負担軽減策が図られています。
 ⇒ すべての利息を助成 ・・・ 表②の欄
 ② 「緊急支援事業」の採択要件は認定農業者への集積です。委託される場合は認定農業者への委託をお願いします。
 ③ ③欄の額より賦課金が大きい工区は、本来の償還最終年度より早く賦課が終り、表の賦課最終年度となります。
 ④ 賦課金より③欄の額が大きい工区は繰越金を充当し、賦課金を調整しております。
 ⑤ 賦課のない工区は「緊急支援事業」の助成金に繰越金を加えて償還金に充てております。

※ 県営家根合地区ほ場整備事業

- ① 個人で一括線上償還を希望される方は④欄をおおよその支払額の目安にして下さい。線上償還申し込みは毎年7月30日まで

※ 県営常万地区ほ場整備事業、県営西興野地区ほ場整備事業、県営高田麦地区簡易整備事業

- ① 当3地区は、事業実施中のため、線上償還はできません。また、今年度の償還金は利息のみとなります。
 ② 賦課最終年度(予定)を償還期限(最長)にしておりますが、促進費が入った場合は短縮されることがあります。

経営安定対策緊急支援事業助成金一覧表

平成31年4月1日 現在							(単位：円)
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
金 額	143,180,000	135,450,000	118,500,000	103,000,000	86,120,000	68,370,000	
年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
金 額	52,500,000	38,150,000	24,420,000	11,580,000	240,000	60,000	781,570,000

※ ②欄の緊急支援事業は、国からの助成により、償還利子相当額が助成金として交付されるものです。(対象：県営最上川地区ほ場整備)
 この事業により総額781,570,000円の助成金を受けて、償還金が減額されています。

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をして下さい！

- 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- 組合員の方が亡くなられたとき
- 組合員の住所・電話番号の変更
- 経営移譲をされたとき



『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者 氏名	京田川 太郎	㊞				
新資格者 氏名	最上川 一郎	㊞				
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに届出をお願いします。遅れると当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

また、賦課状況に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所ください。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- 田んぼから畑に完全に変える時
- 田んぼが公共事業などで買収される時



『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括納入して頂くものであり、当該年度の賦課金も賦課されます。又、これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課されますのでご注意ください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんのでご注意ください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費です。滞納（未納）が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和元年分 土地改良区賦課金(是認)一覧表

(単位:円)

科 目	賦課種目	工 区 等	10a当たり賦課金	是認割合	10a当たり是認額
経 常 賦 課 金	A1, A3	全 区 域	5,500	100.0%	5,500
〃	B1, B3	十六合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
〃	C1, C3	家根合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
〃	L1, L3	常万地区維持管理	4,000	100.0%	4,000
特 別 賦 課 金 (県営ほ場整備)	DG	堀 野 工 区	10,000	100.0%	10,000
〃	DH	檜 島 工 区	6,160	100.0%	6,160
〃	DM	余 目 南 部 工 区	4,910	100.0%	4,910
〃	F2	家 根 合 地 区	4,200	100.0%	4,200
特 別 賦 課 金 (県営農地整備)	J1	常 万 地 区	4,300	100.0%	4,300
〃	J2	西 興 野 地 区	4,000	100.0%	4,000
〃	K1	高 田 麦 地 区	1,000	100.0%	1,000

☆令和元年分農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

平成30年度 地球温暖化対策取り組み結果

取り組み結果確認 (Check)

項 目	購 入 電 力	灯 油	A重油	都市ガス	ガソリン	軽 油	上水道
平成29年度 (A)	2,249,437 kwh	1,820 ℥	0 ℥	37 Nm ³	5,801.26 ℥	746 ℥	394 m ³
平成30年度 (B)	2,401,131 kwh	1,840 ℥	15,527 ℥	42 Nm ³	6,197.51 ℥	697 ℥	369 m ³
増減量 (B-A)	151,694 kwh	20 ℥	15,527 ℥	5 Nm ³	396.25 ℥	▲ 49 ℥	▲ 25 m ³
CO ₂ 排出量	79 kg	50 kg	42,072 kg	11 kg	919.96 kg	▲ 129 kg	

※ 自らが償却または燃料として使用したものが対象です。

取り組み結果報告 (Do)

- 揚水機場の電力使用量については毎年天候に左右される傾向にある。平成30年度は高温少雨の影響により、用水確保のための施設稼働需要が高まったことから増大する結果となった。また、A重油をはじめ、各種燃料の使用についても気象状況に応じて排水機場の稼働や管内巡回等を実施していることから上表の結果となった。
- 数値的には増大した項目が目立つが、全組合員の理解・協力の下で実施している揚水機場の時間運転は電力量削減に非常に有効であることから今後も継続して取り組んで行く。

今後の課題・改善策等 (Action)

- 揚水機場の時間運転の取り組みを定着させ、さらなる削減を模索する。
- 冬期間の低温が続き、暖房器具の使用による灯油の使用料が増加している。ペレットストーブの活用、ウォームビズの取り組みなどを通じて、体調を考慮しつつ使用量削減に取り組んでいきたい。
- 現在使用中の各種機器が購入から長期経過しているため省エネ対策が施された最新機器への更新を検討していく。
- 節電や節水、エコドライブ等、誰もが身近で容易に取り組みやすい事項については、今後も呼びかけや掲示等による周知を行い、意識の徹底を図る。

令和元年 最上川土地改良区地域連携活動の記録

本区では、土地改良区と地域の連携を強めるべく、様々な活動を行っております。そこで、今年行った主な地域連携活動等を紹介したいと思います。

親子親水教室

去る8月17日(土)、余目第二公民館にて、余目第二小学校児童及び保護者の方々と一緒に、親子親水教室に参加させて頂きました。今年は悪天候のため、残念ながらせせらぎ広場での生き物調査を行う事は出来ませんでしたが、改良区についてやせせらぎ広場で見つけたことのある生き物について説明すると、皆さん興味深そうに聞いてくれていました。



最上川土地改良区の概要説明の様子



せせらぎ広場に生息する生き物の説明

最上川土地改良区基幹水利施設学習会

去る9月4日(木)、余目第三小学校児童達の校外学習の一環として、本区の基幹水利施設の見学学習会を行わせて頂きました。学習会では、施設を案内しながら、施設に関連した説明が本区職員により行われました。



北橋頭首工についての説明



北橋大堰を眺めながら

魚の学習会(家根合揚水機場)

去る10月9日(木)、余目第一小学校児童達を対象とした「魚の学習会」が家根合揚水機場にて開催され、強風が吹く中、児童たちは元気に魚を追いかけていました。

この魚の学習会は、NPO法人家根合生態系保全センターが中心となり、庄内総合支庁、本区と連携を取りながら開催しております。



夢中で魚を捕まえる児童たち



本区職員による捕まえた生物の説明

施設傭員募集

募集人員 : 若干名
 応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね65歳までの健康な方。
 勤務内容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間 : 令和2年1月31日(金)まで
 提出書類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金 : 日額 7,500円くらい
 採用時期 : 令和2年4月中旬～令和2年9月中旬
 問い合わせ : ☎ 999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234 (43) 2255

水路への排雪

これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞き止められ、雪融け時に水が溢れ出るなどの問題が毎年発生しています。

水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。



油漏れにご注意を!

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること
油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと
 を徹底して頂きますようお願いします。

注意



水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や、冬期湛水のための水配分は出来ませんので、ご理解を頂きますようお願いします。

